



賃貸マンション・アパート物件オーナー様向け

消防設備・点検について

チヨダHD株式会社
横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町1-1-4
TEL 045-309-0030
担当 吉川 陽介 田中 祥一 阿部 一貴

消防用設備点検とは？



✓ 消防用設備の点検とは？

消火器や自動火災報知設備、スプリンクラー設備や避難器具などの消防用設備は、いざという時にしっかり機能するよう、消防法第17条3の3の規定により、有資格者による定期点検を実施し、その結果を所轄の消防署長に報告することが義務付けられています。

具体的には、消防用設備が設置されている建物はその建物所有者等の責任において、年2回（半年ごと）に、消防設備士による定期点検を実施し、その結果を所定の様式にて所轄の消防署に提出する義務があります。
防災上**非常に重要な点検**です。

点検方法と点検周期について



✓ 消防用設備は法律で6ヶ月に1回以上の定期点検が義務付けられています。

消防用設備点検は、6ヶ月に1回以上の「機器点検」、1年に1回以上の「総合点検」、年1回または3年に1回の「報告書提出」と、3つの事柄が法律で義務付けられています。様々な消防用設備に対応できるよう、必要な資格をすべて取得している当社では、あらゆる消防用設備点検の対応が可能です。

機器点検（6カ月に1回以上）

外観の目視点検により、各消防用設備の損傷や劣化の有無、および適正な配置や設置状況の確認をおこないます。

総合点検（1年に1回以上）

各消防用設備を実際に作動させ、または使用することにより、その消防用設備の機能全般を点検します。（機器点検の内容もこの総合点検に含まれることとなります。）

報告書提出（年1回または3年に1回）

法令で定められた所定の様式書類である「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」を作成し、その建物の使用用途によって、1年に1回、または3年に1回の頻度で、所轄の消防署へ届け出が必要です。

点検項目 37種



✓ 消防用設備の点検項目

消防用設備には37種類の設備があります。それぞれの建物には建物の規模や使用用途などに合った消防用設備が設置されており、点検実施者も異なりますので注意が必要です。

消防設備点検項目

- ・ 消火器具
- ・ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ・ 燃料電池設備
- ・ 屋内消火栓設備
- ・ 非常警報器具及び設備
- ・ 総合操作盤
- ・ スプリンクラー設備
- ・ 避難器具
- ・ パッケージ型消火設備
- ・ 水噴霧消火設備
- ・ 誘導灯及び誘導標識
- ・ パッケージ型自動消火設備
- ・ 泡消火設備
- ・ 消防用水
- ・ 共同住宅用スプリンクラー設備
- ・ 不活性ガス消火設備
- ・ 排煙設備
- ・ 共同住宅用自動火災報知設備
- ・ ハロゲン化物消火設備
- ・ 連結散水設備
- ・ 住戸用自火報
- ・ 共住用非常警報設備
- ・ 粉末消火設備
- ・ 連結送水管（共同住宅用）
- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備
- ・ 屋外消火栓設備
- ・ 非常コンセント設備（共同住宅用）
- ・ 加圧防排煙設備
- ・ 動力消防ポンプ設備
- ・ 無線通信補助設備
- ・ 複合型居住施設用自動火災報知設備
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 非常電源設備（非常電源専用受電設備）
- ・ 特定駐車場用泡消火設備
- ・ ガス漏れ火災警報設備
- ・ 自家発電設備
- ・ 漏電火災警報器
- ・ 蓄電池設備

✓ 防災に関する設備を関係法規に照らして点検します。

①設備の点検

- ・ 総合点検 機器点検

②不良箇所の応急処置・復旧作業

- ・ 設備専門業の手配及び工事立会
- ・ 完了報告書の作成

③防火管理者等補助

- ・ 消防署への消防計画の作成、補助
- ・ 消防署への消防点検結果報告書類の提出
(防火管理者2名在籍)



お問い合わせ先



- ✓ 消防点検に関するお問い合わせはこちらまで



agency@cydpro.net



045-309-0030

受付時間

10:00~19:00

定休日

毎週 水曜日

